

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会
栄養・食生活に関する専門委員会 設置要綱

令和8年6月3日 制定
厚生科学審議会 地域保健健康増進栄養部会了承

1. 設置の趣旨

国民誰もがより長く元気に暮らしていくための基盤として、健康の重要性はより高まってきており、個人の心身の健康を保つため、健康づくりの取組を更に強化していくことが求められている。特に、栄養・食生活は、生活習慣病の予防のほか、生活機能の維持・向上の観点からも重要である。

日本では超少子高齢社会の更なる進展が見込まれており、社会の多様化にも対応しつつ、実効性のある栄養・食生活の改善に関する取組を一層推進していく必要がある。このような状況の下、国民の健康増進及び生活習慣病予防のための栄養・食生活の推進に関する現状や課題を踏まえた論点整理や、関係者による専門的観点から必要な検討を行うため、「栄養・食生活に関する専門委員会」を設置する。

2. 構成等

- ・専門委員会に委員長を置き、委員長は部会長が指名する。
- ・専門の事項について検討を行うため、必要があるときは、専門委員会の下にワーキンググループを置くことができる。

3. 検討項目

- ・国民の健康増進及び生活習慣病予防のための栄養・食生活の推進に関する現状や課題
- ・今後の栄養・食生活改善に関する取組の進め方

等

4. 運営

- ・専門委員会の議事は原則公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。
- ・専門委員会は、検討過程において、必要に応じ、関係者の意見聴取を行うことができる。
- ・専門委員会の検討結果については、地域保健健康増進栄養部会に報告する。

5. その他

上記のほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

栄養・食生活に関する専門委員会 委員名簿

阿部 絹子 公益社団法人 日本栄養士会 常務理事

家保 英隆 全国衛生部長会 会長

磯部 澄枝 全国保健所管理栄養士会 会長

○ 市川 陽子 静岡県立大学食品栄養科学部 教授

加藤 豊 公益社団法人 日本医師会 常任理事

清野 富久江 国立保健医療科学院 生涯健康研究部 部長

瀧本 秀美 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 理事兼
国立健康・栄養研究所 所長

田中 久美子 一般財団法人日本食生活協会 会長

塚原 丘美 特定非営利活動法人日本栄養改善学会 理事長

(敬称略、五十音順)

○：委員長